

国民年金からのお知らせ

令和元年7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX 229-5001

産前産後期間の免除を開始

平成31年4月から、国民年金第1号被保険者に対する産前産後期間の保険料免除制度を開始しました。申請をすることで、出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合は6カ月間)の国民年金保険料(以下「保険料」という)が免除になり、免除期間は満額の基礎年金が保障されます。



対象

出産日が平成31年2月1日以降の人

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 出産予定日の分かるもの(母子手帳など)

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

保険料を納めることが難しい場合は

学生、失業、災害、所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかつたり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかつたりする場合があります。

免除などの種類

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合



免除などの所得の基準

免除などが受けられる所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準 (前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)	
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	
一部免除	3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	

免除などの申請手続き

申請可能期間の注意点

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます。
- 申請可能期間内に50歳に到達するときは、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- マイナンバーカードまたは通知カード(本人確認できるものも必要)
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

申請先 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

免除などの継続の取り扱い

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらためて申請しなくても引き続き審査を受けることができます。ただし、所得の申告が必要です。

災害や失業などによる全額免除(猶予)申請と一部免除申請、学生納付特例申請は、毎年申請が必要ですのでご注意ください。